

浜松市総合評価落札方式による業務委託競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、業務委託(建設工事関連業務委託及び建設工事監理業務委託を除く。)に関する入札を総合評価落札方式により競争入札を実施する場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、総合評価落札方式とは、入札者から業務内容に応じて必要となる施行体制、施行能力、経営状況及び業務改善等に関する提案(以下「企画提案等」という。)を募集し、入札者に価格及び企画提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式をいう。

(対象業務)

第3条 総合評価落札方式の対象となる業務委託は、次の各号のいずれかに該当する業務委託であって、市長が対象とすることが必要であると認めるものとする。

(1) 入札者が提示する企画提案等を採用することによって、価格の差異に比して業務委託に係る総合的な経費に相当程度の差異が生じると認められるもの

(2) 入札者の提示する企画提案等を採用することによって、価格の差異に比して当該業務委託の高度な創造性、技術力、専門的な技術、又は経験を必要とする業務に相当程度の差異が生じると認められるもの

(3) その他、総合評価落札方式に基づき執行することが適当である業務

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式による競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4に掲げる事項、その他必要な事項に関し、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

(落札者決定基準)

第5条 市長は、入札に当たり、総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、入札の評価に関する基準及び方法並びに落札者の決定方法等について定めるものとする。

3 前項の入札の評価に関する基準においては、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるものとする。

(1) 企画提案等の評価に係る評価項目 市にとって最も有利な調達となるよう適切に設定すること。

(2) 評価項目ごとの評価基準 前号の評価項目ごとに、企画提案等の評価に応じて与える得点の基準を明らかにすること。

(3) 得点配分 第1号の評価項目ごとに配分する得点を、その業務における必要性及び重要性に基づき適切に設定すること。

4 第2項の入札の評価は、前項第1号の評価項目ごとに与えられた得点の合計あるいは、得点を入札価格で除して得られる数値等、業務内容に応じて最も適切な落札方式をもつ

て行うものとする。

(落札者決定基準を定める際の手続)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による落札者決定基準の策定に当たっては、業務委託の主管の課において作成した落札者決定基準の案について、業務委託契約等検討会議(以下「検討会議」という。)の審議を経るものとする。

2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたって留意すべき事項に関し、2 人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

3 市長は、前項による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聞く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

4 市長は、第 2 項の規定により聴取した意見に基づいて落札者決定基準を策定しようとするときは、検討会議における審議を経るものとする。

(入札公告・入札通知)

第 7 条 市長は、入札に当たり総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令 第 167 条の 6 及び浜松市契約規則(昭和 39 年浜松市規則第 31 号。以下「規則」という。)第 4 条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

(1) 総合評価落札方式による競争入札とする旨

(2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準

2 市長は入札にあたり総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、政令第 167 条の 12 第 2 項及び規則第 18 条第 2 項の規定に基づき通知しなければならない事項のほか、前項各号の事項について通知するものとする。

3 特定調達契約に該当する場合は、浜松市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則により公告するものとする。

(企画提案等の提出及び審査)

第 8 条 市長は、総合評価落札方式による競争入札の実施に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に企画提案等の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により企画提案等の提出があったときは、市長は、これを検討の上、その内容について、検討会議の審査に付すとともに、必要があると認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。

(企画提案等の取り扱い)

第 9 条 企画提案等については、公表しない。

(入札)

第 10 条 入札は、第 8 条第 2 項の規定による企画提案等の提出があった入札参加者を参加者として行う。

(落札者の決定方法)

第 11 条 市長は、第 6 条第 3 項の意見聴取に応じて落札者の決定に際し、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、予定価格の制限範囲内の価格をもって行われた入札のうち、価格、その他の条件が市にとって最も有利なもの決定に関し、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 落札者は、入札価格が予定価格の範囲内で、かつ第 5 条第 4 項に定める落札方式で決定する。

3 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。
(提案内容の履行の確保)

第12条 落札者の提示した企画提案等について、必要がある場合には契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。

2 前項の企画提案等が実現されなかった場合の取り扱いとして、当該企画提案等の性質に応じ、再度の施行が可能であると認められるものについては再度の施行、再度の施行が困難又は合理的でないとは認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札説明書等及び契約書において明らかにするものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。